

兵庫県公報

令和8年6月30日 火曜日 第732号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 漁業法に基づく聴聞の実施（水産漁港課）	8
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第264号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成20年兵庫県告示第266号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成21年兵庫県告示第1163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第164号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の所在地の変更（住宅政策課）	14
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の告示（但馬県 民局）	16
公 告	
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（男女青少年課）	18
○ 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 入札公告（物品管理課）	20

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 本郷東浜谷線	丹波篠山市火打岩字畑山267番128から 同 市火打岩字畑山267番128まで	旧	5.0から 7.0まで	109.0	
		新	5.0から 31.0まで	109.0	



兵庫県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本山北(1)(3) (101010119)	神戸市東灘区本山北町4丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
篠原台(5) (101020145)	神戸市灘区篠原台（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
みずき台(1) (101060201)	神戸市垂水区みずき台（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
みずき台(2) (101060202)	神戸市垂水区みずき台（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
宅原(7) (101070622)	神戸市北区長尾町宅原（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山川I(2) (223010100)	養父市八鹿町九鹿（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牧野(5) (126040163)	朝来市多々良木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第642号

平成20年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

本山北(1)(1)I（101010008）の項中別図8を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第643号

平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

篠原台I（101020087）の項中別図87を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第644号

平成20年兵庫県告示第264号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

天王I（101030023）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

天王(4)II（101030057）の項中別図57を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第645号

平成20年兵庫県告示第266号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

神仙寺(1)I（101080002）の項中別図2を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)



兵庫県告示第646号

平成21年兵庫県告示第1163号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

米里Ⅱ（123010009）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

上綱場(2)Ⅱ（123010058）の項中別図58を次の図面のとおり改める。

大江Ⅱ（123010076）の項中別図76を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第647号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成26年兵庫県告示第406号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第648号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
篠原台Ⅰ (101020087)	神戸市灘区篠原台（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
天王(4)Ⅱ (101030057)	神戸市兵庫区天王町1丁目 （別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
みずき台(1) (101060201)	神戸市垂水区みずき台（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
みずき台(2) (101060202)	神戸市垂水区みずき台（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
宅原(7) (101070622)	神戸市北区長尾町宅原（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

（別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所

及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第649号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
牧野(5) (126040163)	朝来市多々良木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
護国川Ⅱ (226040053)	朝来市山口（別図2のとおり）	土石流	別図2のとおり

（別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第650号

令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

天王Ⅰ（101030023）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第651号

平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

泉ヶ丘(2)Ⅰ（115000134）の項中別図42を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第652号

平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

上網場(2)Ⅱ（123010058）の項中別図36を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第653号

平成30年兵庫県告示第164号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

米里Ⅱ（123010009）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

大江Ⅱ（123010076）の項中別図21を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第654号

令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

山本(1)Ⅱ（126040078）の項中別図61を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第655号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第375号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり



兵庫県告示第656号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第1351号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
カジャ谷(1)Ⅰ (228010018)	宍粟市山崎町高所（別図92のとおり）	土石流	別図92のとおり



兵庫県告示第657号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第194号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
イガキ谷川Ⅱ (238000028)	赤穂郡上郡町野桑（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり



兵庫県告示第658号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第371号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小田和川Ⅰ (226010025)	朝来市生野町円山（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり



兵庫県告示第659号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援事業に係る住所の変更届出があった。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	前住所	新住所	変更年月日
一般社団法人晴樹会	兵庫県養父市大谷223番地2	兵庫県養父市大屋町笠谷160番地	令和8年5月1日



兵庫県告示第660号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 有限会社関西創企コンサル
- 2 代表者氏名 武田 敏
- 3 事務所所在地 神戸市中央区下山手通5丁目12番9-303号